

議案第33号 説明資料

幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町企業開発促進条例 (昭和61年 3月31日 条例第13号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、幕別町における企業の立地を促進するため、町内に事業場を新設し又は増設する者に対し、助成の措置又は地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の免除並びに融資の<u>斡旋</u>を行うことにより、本町の経済の発展に資することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業場 次に掲げる事業の用に<u>供する施設</u>をいう。 イ～ホ 略</p> <p>(2) 指定地域 町長が定めた工業団地をいう。</p> <p>(3) 投資額 <u>所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号に掲げる資産の取得額</u>をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(<u>助成の対象</u>)</p> <p>第3条 助成の措置は、次の各号に掲げる事業場の新設又は増設をする者、幕</p>	<p>○幕別町企業開発促進条例 (昭和61年 3月31日 条例第13号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、幕別町における企業の立地を促進するため、町内に事業場を新設し又は増設する者に対し、助成の措置又は地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の免除並びに融資の<u>あっせん</u>を行うことにより、本町の経済の発展に資することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業場 次に掲げる<u>施設で、事業の用に供するもの</u>をいう。 イ～ホ 略</p> <p>(2) 指定地域 町長が定めた工業団地及び<u>忠類地域（幕別町役場支所及び出張所設置条例（平成17年条例第28号）第2条に定める忠類総合支所の所管区域をいう。）</u>をいう。</p> <p>(3) 投資額 <u>事業場の新設又は増設に係る所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号に掲げる資産の取得額</u>をいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>本社機能移転 町外に本社を有する事業場が幕別町内に事業場を新設し、本社機能（事業場の総務、統括部門をいう。以下同じ。）を幕別町内に移転すること又は幕別町内に既設の支店等を増設して町外の本社機能を幕別町内に移転することをいう。</u></p> <p>(<u>助成の対象</u>)</p> <p>第3条 助成の措置は、次の各号に掲げる者に対して行う。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>別町土地開発公社（以下「公社」という。）から土地を取得する者及び第2号に掲げる事業所の新設又は増設を目的として土地を取得する者に対して行う。</p> <p>(1) <u>指定地域に立地する事業場にあつては、投資額が500万円以上のもの</u></p> <p>(2) <u>指定地域以外に立地する事業場にあつては、次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>前条第1号イに該当する事業場で、投資額が5,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの</u></p> <p>ロ <u>前条第1号ロ及びハに該当する事業場で、投資額が3,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの</u></p> <p>ハ <u>前条第1号ニに該当する事業場で、投資額が1億円以上で常時雇用する従業員数が10人以上のもの</u></p> <p>(助成の種類)</p> <p>第4条 この条例による助成の種類は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 町長は、<u>前条第1号に規定する者</u>のうち、本町の産業の振興に寄与すると認められるものに対して、前項各号に定めるもののほか、必要な助成をすることができる。</p> <p>(企業開発促進補助金)</p> <p>第5条 町長は、<u>第3条各号に該当する者</u>に対し、次の各号に掲げる額を補助金として交付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>投資額（土地の取得に係るものを除く。）に100分の10（第3条第2号に該当する者にあつては100分の5）を乗じて得た額。ただし、1億円を限度とする。</u></p> <p>2 前項第1号の規定による補助金は、事業場の新設又は増設により、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から、次の各号に定める期間まで交付するものとし、その年度における固定資産税が全額納入されたのを確認</p>	<p>(1) <u>次に掲げる事業場の新設又は増設をする者</u></p> <p>イ <u>指定地域に立地する事業場にあつては、投資額が500万円以上のもの</u></p> <p>ロ <u>指定地域以外に立地する事業場にあつては、次に掲げるもの</u></p> <p>(イ) <u>前条第1号イに該当する事業場で、投資額が5,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの</u></p> <p>(ロ) <u>前条第1号ロ及びハに該当する事業場で、投資額が3,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの</u></p> <p>(ハ) <u>前条第1号ニに該当する事業場で、投資額が1億円以上で常時雇用する従業員数が10人以上のもの</u></p> <p>(2) <u>町長が定めた工業団地において幕別町土地開発公社（以下「公社」という。）から土地を取得する者（前号に該当する者を除く。）</u></p> <p>(助成の種類)</p> <p>第4条 この条例による助成の種類は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>本社機能移転促進補助金</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 町長は、<u>前条第1号イに規定する事業場の新設又は増設をする者</u>のうち、本町の産業の振興に寄与すると認められるものに対して、前項各号に定めるもののほか、必要な助成をすることができる。</p> <p>(企業開発促進補助金)</p> <p>第5条 町長は、<u>第3条第1号に該当する者</u>に対し、次の各号に掲げる額を補助金として交付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>投資額（土地の取得に係るものを除く。）に100分の10（第3条第1号ロに該当する事業場にあつては100分の5）を乗じて得た額。ただし、1億円を限度とする。</u></p> <p>2 前項第1号の規定による補助金は、事業場の新設又は増設により、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から、次の各号に定める期間まで交付するものとし、その年度における固定資産税が全額納入されたのを確認</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>後、その年度内に交付する。</p> <p>(1) 指定地域 5年（ただし、<u>第9条</u>の規定に該当し、固定資産税の課税が免除される期間は除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>（雇用促進補助金）</p> <p><u>第6条</u> 町長は、<u>第3条各号</u>に該当する者に対し、事業場の新設又は増設に伴い雇用した町内に居住する従業員で規則で定めるものの数に40万円（<u>第3条第2号</u>に該当する者にあつては20万円）を乗じて得た額を補助金として交付する。ただし、4,000万円を限度とする。</p> <p>2 略</p> <p>（工業用地取得促進補助金）</p> <p><u>第7条</u> 町長は、指定地域において<u>公社から土地を取得した者又は指定地域以外の土地を取得した者</u>で<u>第3条第2号</u>に該当するものに対し、当該取得した土地の価格に次の各号に定める割合を乗じて得た額を補助金として交付する。ただし、2,000万円を限度とする。</p> <p>(1) <u>公社から土地を取得した者</u>で<u>第3条第1号</u>に該当するもの 100分の30</p> <p>(2) <u>公社から土地を取得した者</u>で<u>第3条第1号</u>に該当しないもの又は<u>指定地域以外の土地を取得した者</u>で<u>第3条第2号</u>に該当するもの 100分の15</p> <p>2 前項の補助金は、次の各号に定める事項が確認できた後に交付する。</p> <p>(1) <u>公社から土地を取得した者</u> 当該土地代金が全額支払われたこと。</p> <p>(2) <u>指定地域以外の土地を取得した者</u>で<u>第3条第2号</u>に該当するもの 土地</p>	<p>後、その年度内に交付する。</p> <p>(1) 指定地域 5年（ただし、<u>第10条</u>の規定に該当し、固定資産税の課税が免除される期間は除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>（<u>本社機能移転促進補助金</u>）</p> <p><u>第6条</u> <u>前条第1項の補助金の対象となる事業場で、本社機能移転を伴う場合、同項第2号の額に100分の20を乗じて得た額を補助金として交付する。ただし、2,000万円を限度とする。</u></p> <p>（雇用促進補助金）</p> <p><u>第7条</u> 町長は、<u>第3条第1号</u>に該当する者に対し、事業場の新設又は増設に伴い雇用した町内に居住する従業員で規則で定めるものの数に40万円（<u>第3条第1号</u>に該当する事業場にあつては20万円）を乗じて得た額を補助金として交付する。ただし、4,000万円を限度とする。</p> <p>2 略</p> <p>（工業用地取得促進補助金）</p> <p><u>第8条</u> 町長は、指定地域において<u>土地を取得した者</u>（町長が定めた工業団地にあつては公社から取得した者に限る。以下同じ。）又は<u>指定地域以外において土地を取得した者</u>で<u>第3条第1号</u>に該当するものに対し、当該取得した土地の価格に次の各号に定める割合を乗じて得た額を補助金として交付する。ただし、2,000万円を限度とする。</p> <p>(1) <u>指定地域において土地を取得した者</u>で<u>第3条第1号イ</u>に該当する事業場の<u>新設又は増設をしたもの</u> 100分の30</p> <p>(2) <u>指定地域において土地を取得した者</u>で<u>第3条第2号</u>に該当するもの 100分の15</p> <p>(3) <u>指定地域以外の土地を取得した者</u>で<u>第3条第1号</u>に該当する事業場の<u>新設又は増設をしたもの</u> 100分の15</p> <p>2 前項の補助金は、次の各号に定める事項が確認できた後に交付する。</p> <p>(1) <u>前項第1号又は第2号に該当する者</u> 当該土地代金が全額支払われたこと。</p> <p>(2) <u>前項第3号に該当する者</u> 土地取得後1年以内に操業し、操業後3月の</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>取得後1年以内に操業し、操業後3月の時点で第3条第2号に規定する従業員の人数を満たすこと。</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>(変更手続き)</p> <p>第12条 補助金の交付又は課税の免除を受けようとする者及び受けた者は、その事業場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、町長が別に定めるところにより届出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>相続・譲渡・その他の事由</u>によって補助金の交付を受ける者に変更が生じたとき。</p> <p>(助成又は免除の取消)</p> <p>第13条 補助金の交付又は課税の免除を<u>受けたもの</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の措置の取消若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還又は課税免除の取消を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(融資の斡旋)</p> <p>第14条 町長は、指定地域内に事業場を新設又は増設する者に対し、別に定めるところにより土地の取得に必要な資金の融資を<u>斡旋</u>することができる。</p> <p>2 融資の<u>斡旋</u>に必要な原資は、予算の範囲内で町長の指定する金融機関に預託するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>時点で第3条第1号ロに規定する従業員の人数を満たすこと。</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>(変更手続)</p> <p>第13条 補助金の交付又は課税の免除を受けようとする者及び受けた者は、その事業場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、町長が別に定めるところにより届出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>相続、譲渡又はその他の事由</u>によって補助金の交付を受ける者に変更が生じたとき。</p> <p>(助成又は免除の取消)</p> <p>第14条 補助金の交付又は課税の免除を<u>受けた者</u>が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の措置の取消若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還又は課税免除の取消を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(融資の<u>あっせん</u>)</p> <p>第15条 町長は、指定地域内に事業場を新設又は増設する者に対し、別に定めるところにより土地の取得に必要な資金の融資を<u>あっせん</u>することができる。</p> <p>2 融資の<u>あっせん</u>に必要な原資は、予算の範囲内で町長の指定する金融機関に預託するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第16条 略</p>